

盛岡市市税条例等の一部改正について

平成 27 年 6 月 2 日
財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い，市たばこ税の特例の税率を段階的に廃止するほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市たばこ税関係

ア 紙巻たばこ 3 級品（専売公社制度下において 3 級品とされた紙巻たばこをいう。）に係る市たばこ税の特例税率を平成28年度から平成31年度までの間に段階的に廃止する。

区分	現行	平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月 31 日まで	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月 31 日まで	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで	平成31年 4 月 1 日以降
市たばこ税の税率（ 1,000 本につき）	2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円

イ アに伴い紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率が引き上げとなる日（以下「指定日」という。）において，卸売販売業者等が，指定日前に売り渡し等が行われた紙巻たばこ 3 級品を販売のために 5,000 本以上所持する場合，当該卸売販売業者等に対し，その所持する紙巻たばこ 3 級品について，税率の引き上げ分に相当する市たばこ税を課税する。

(2) 個人市民税関係

国外転出をする場合の有価証券等の譲渡所得について，個人市民税において引き続き所得割の課税標準としないこととする。

(3) 国民健康保険税関係

国民健康保険税の課税の特例について，規定の整備を行う。

(4) 申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を加える。

3 施行期日

- (1) 2－(1) 平成28年 4 月 1 日
- (2) 2－(2) 及び(4) 平成28年 1 月 1 日
- (3) 2－(3) 公布の日